

# 国民健康保険税の税制改正

## 賦課限度額と軽減基準が変更

平成30年度から国民健康保険税の税制が改正されます。納税通知書は7月中旬に発送しますので、税額、納期を確認し、納期限までに納めましょう。

### ○賦課限度額が変更

医療給付分の賦課限度額が54万円から58万円に引き上げられます。

賦課区分	賦課限度額		
	改正前	改正後	変更額
医療給付費分	54万円	58万円	4万円引き上げ
後期高齢者 支援等分	19万円	19万円	変更なし
介護納付金分	16万円	16万円	変更なし
計	89万円	93万円	4万円引き上げ

### ○軽減基準が拡大

均等割額と平等割額の軽減判定所得の要件について、5割軽減対象世帯の判定にかかる加算金額が27万円から27万5千円に、2割軽減対象世帯の判定にかかる加算金額が49万円から50万円にそれぞれ拡大されます（右表）。この軽減は、世帯の所得によって判定していますが、

住民税の申告をしていないと所得が不明となり、無収入であっても軽減を受けられない場合がありますので、忘れずに申告してください。

なお、世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主の所得を加算して判定します。また、対象の世帯に対しては、軽減後の税額でお知らせします。

軽減割合	軽減判定所得の要件（世帯所得）	
	改正前	改正後
7割軽減	所得 ≤ 33万円	所得 ≤ 33万円（変更なし）
5割軽減	所得 ≤ 33万円 + 27万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得 ≤ 33万円 + 27万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	所得 ≤ 33万円 + 49万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得 ≤ 33万円 + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま、後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属している方のことです。

◆問い合わせ 町税務課町民税係（☎82-3111内線112）へどうぞ。

## 浄化槽設置補助金 追加募集を実施

町では、被災されていない方に対する浄化槽設置補助金の追加募集を行います。予算に限りがあり、上限に達し次第受け付けを終了しますので、お早めにご相談ください。

なお、被災者に対する補助はこれまでどおり随時受け付けています。

▷補助金額 ▶5人槽…44万円▶7人槽…55万1千円▶10人槽…73万5千円

▷補助対象者 次の全てを満たす人

- ・被災をしていない人
- ・来年2月28日までに実績報告書を提出できる人
- ・町税および上下水道料金を滞納していない人

▷対象地区 豊間根、荒川、石峠、山谷の一部、山田の一部、小谷鳥など

▷募集基数 20基程度

▷申込期限 6月30日（土・日曜日、祝日を除く）

※予算がなくなった場合、期限に達していても受け付けを打ち切ります。

◆申込先・問い合わせ 町上下水道課下水道庶務係（☎82-3111内線255、256）へどうぞ。

## 国民年金で老後も安心 保険料は必ず納付を

国民年金保険料は、年金制度を運営するための大切な財源であり、納付は私たちの義務です。必ず納めましょう。今年度の保険料は月々1万6340円で、納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、年末調整や確定申告の際に申告することができます。

### ◎納め方は？

最寄りの金融機関やコンビニで納付できるほか、電子納付・クレジットカード払いや口座振替を利用できます。

※口座振替で納める場合、保険料は月末に前月分が引き落とされますが、当月末引き落としの「早割制度」を利用すると、保険料が月々50円割引されます。

### ◎納めることが難しい人は

所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合には、申請をすれば、納付を免除または猶予される制度があります。納付が困難な場合は未納のままにせず、町民課または年金事務所にご相談ください。

※納め忘れや免除の承認を受けていない期間があると、年金額へ影響がある場合や、年金を受け取れない場合があります。保険料納付や免除などの申請は早めに済ませてください。

◆問い合わせ 町民課住民記録係（☎82-3111内線123）へ。